

企業協賛規約 - Sub Sponsorship Terms -

規約の定義

本規約は、一般社団法人日本風力発電協会（以下、「JWPA」と言います。）が2022年11月9-10日に秋田市で開催する「Global offshore Wind Summit-Japan 2022」（以下、「本イベント」と言います。）における企業協賛（Sub-Sponsorship）の種類・内容・募集期間・支払条件および利用規約を定めたものです。本イベントの企業協賛（Sub-Sponsorship）に申込みを行う者（以下、「申請者」と言います。）は、本規約に合意の上、協賛申込みを行ったものと見做します。企業協賛申込みに対してJWPAの承諾を受けた申請者を、本イベントの「サブスポンサー」と呼びます。

サブスポンサー種類・内容

サブスポンサーの種類および内容は、以下のとおりです。

1. Reception Spopnsor

- Reception Spopnsor は、11月9日に開催される本イベント公式レセプションを協賛するスポンサーです。Reception Spopnsor Fee は1社あたり1,250,000円*（消費税別）で、募集企業数は2社までで先着順となります。
 - *GWECメンバーとJWPA正会員の場合は、20%オフとなります。
 - Reception Spopnsor には次の特典が与えられます。
 - ・スポンサー企業幹部によるレセプション歓迎スピーチ
 - ・スポンサー代表者による鏡開きへの参加
 - ・本イベントプログラムへの社名表示（1/2ページ）
 - ・対象レセプションへスポンサー代表者1名を招待
 - ・会場内看板（サイネージ）に社名表示
 - ・カンファレンスパスの2名分の無料提供
 - ・VIPレセプション（11月8日）への招待（1名）**
- ** Reception Spopnsor が Main Sponsor（PLATINUM or GOLD）の場合、VIPレセプションの招待人数は計2名となります。

2. Lanyard Sponsor

- Lanyard Sponsor は、メイン会場への参加証ホルダー（Lanyard）へスポンサー名（またはロゴ）を表示します。Lanyard Sponsor Fee は625,000円*（消費税別）で、申込は先着順になります。
 - *GWECメンバーとJWPA正会員の場合は、20%オフとなります。
- Lanyard Sponsor には次の特典が与えられます。
 - ・Lanyard にスポンサー名またはロゴを掲示。
 - ・カンファレンスパスの1名分の無料提供

3. Novelty Sponsor

- Novelty Sponsor は、本イベントの来場参加者向けに配布するノベルティにスポンサー名（又はロゴ）を表示します。Novelty Sponsor Fee はノベルティごとに625,000円*（消費税別）で、申込は種類ごとに先着順になります。
 - *GWECメンバーとJWPA正会員の場合は、20%オフとなります。
- ・ノベルティの種類は、Delegate Bag（またはエコバッグ）・ボールペン・メモ帳等です。Novelty Sponsor の申込状況により今後のノベルティの種類を増加させる可能性があります。同一種類・同一デザインのノベルティは、1社限定です。
- Novelty Sponsor には次の特典が与えられます。
 - ・参加者向けに配布する各ノベルティにスポンサー名またはロゴを掲示
 - ・カンファレンスパスの1名分の無料提供

※ 募集中または成約済、商談中（期限は7日間以内）の状況は、専用サイトにて表示されます。

募集期間および仮予約

1. 本イベントの募集期間は、2022年4月1日より2022年8月20日までとします。
2. 前章に記載するサブスポンサーを希望する者は、本イベント専用サイト（<https://gows-j.com/>）で希望するサブスポンサーの種類が申込可能であることを確認の上、JWPA 本イベント運営事務局に電話またはメールにて申込仮予約を行う必要があります。
3. 仮予約されたアイテム（Reception Spopnsor を除く）は、専用サイト上で「商談中」と表示されます。商談中のアイテムが商談成立の場合には表示は「成約済」に、不成立の場合には仮予約はリリースされ「募集中」の表示に戻ります。

サブスポンサー申込・支払に関する事項

1. 前章に記載する事前仮予約済みの申請者には、JWPA より「企業協賛申込書（Sub Sponsor）」および本規約書を送付しますので、申込書に必要事項を記載の上、7日以内にJWPA に提出してください。提出期限内に同申込書が提出されない場合には、原則として仮予約は自動的に取消されたものと見做します。
2. JWPA が前項の申込書を受領した場合、特段の理由により企業協賛を承諾しない場合を除き、同申込書受領後、原則として7

日以内にメールにて「承諾」の回答をおこないます。また、併せてサブスポンサー種類に応じた金額の請求書を申請者に発行します。

3. 前項の請求書については、申請者は受領後 60 日以内に記載金額の全額を JWPA に支払うものとします。
4. JWPA の書面による同意がない限り、サブスポンサー承認を得た申請者は本申込を解約することができません。
5. 前項に規定された同意に基づく解約の場合、解約の結果発生する JWPA の損失を補填するため、次の通り JWPA に解約料を支払うものとします。
 - (i) イベント開始日の 1 か月前までに解約が行われた場合は契約金額合計の 80%、又は
 - (ii) イベント開始日の 1 ヶ月前以内の解約の場合は契約金額合計の 100%
6. JWPA がすべてのイベントを中止した場合あるいはサブスポンサーの対象となるレセプションを中止した場合、および申請者の責めによらない事由によりサブスポンサーの対象となる内容の提供が困難となった場合、契約金額合計（100%）が申請者に返金されます。この場合、JWPA は、当該イベントの中止により発生するいかなる損害についても申請者及びスポンサーに対して賠償する責任を負いません。

サブスポンサーシップ利用規約

1. 本イベントにおけるレセプション開催、運営グッズあるいは来場者へのノベルティ配布において JWPA（「主催者」）の活動を財政的に支援する個人又は組織を、サブスポンサーといいます。主催者及びサブスポンサーは、以下、個別に「当事者」と称します。
 - 1.1 サブスポンサーの申込を希望する場合には、主催者に希望するアイテムの仮予約を行う必要があります。仮予約申請者には主催者よりサブスポンサー申込書および本規約書が送付されますので、申請者は本規約を確認のうえ、1 週間以内に申込書を主催者に提出するものとします。期限内に申込書が主催者へ提出されない場合には、仮予約は自動的に取消されたものと見做します。
 - 1.2 主催者は、申込書の受付から原則として 7 日以内に、特段の理由がない限りサブスポンサー申込の受諾を申請者にメールにて回答します。サブスポンサーシップは、主催者より申請者への回答受諾日から成立します。本利用規約はサブスポンサー契約の内容をなし、申請者の申込書提出および主催者の同意により当事者間にサブスポンサー契約がなされたものと見做します。
 - 1.3 サブスポンサー価格（サブスポンサー料）には、税金、その他主催者の管理下にない費用は含まれません。主催者の書面による同意なしにサブスポンサー価格を変更することはできないものとします。
 - 1.4 主催者がサブスポンサーシップの権利を提供できない場合、主催者は、可能な限り速やかにその旨をサブスポンサーに対して通知します。主催者は、1.12.3 に規定する場合を除き、サブスポンサーに対していかなる責任も負うことなく、同じイベントに関して、当該サブスポンサーシップの権利と同等の価値を有する代替特典を提供する、もしくは支払済みのサブスポンサー料金の全額を返金します。
 - 1.5 サブスポンサーは、イベントへの参加に関連して発生したすべての費用（旅費、臨時スタッフの費用及びイベントで使用するスタンドに関連する費用を含むが、これらに限定されない）について単独で責任を負うことに同意します。
 - 1.6 サブスポンサーは、イベント及びそのプロモーションに関連し、主催者又は主催者の代理人による合理的な指示・注意（イベントが開催される会場の使用に関して出された使用上の注意を含むがこれらに限定されない）に速やかに従うものとします。当該指示・注意に速やかに従わなかったことにより、サブスポンサーシップの権利の提供に不履行又は遅延が生じた場合、主催者は、当該不履行又は遅延に対して責任を負わないものとします。
 - 1.7 サブスポンサーは、あらゆるサブスポンサーの素材について、以下を誓約します。
 - 1.7.1 イベントの宣伝に関連し、施行されているすべての関連法規等を順守すること。
 - 1.7.2 主催者によって、又はそれらを代理して発行された指示又は注意を遵守すること。
 - 1.7.3 適用される法律に違反していないこと、第三者の権利を侵害していないこと及び事実上不正確な点がないこと。
 - 1.7.4 主催者が随時必要とする法的又は適切な慣行に関する通知を行うこと。
 - 1.8 サブスポンサー及び主催者は、以下の行為を行わないようあらゆる合理的な努力をし、また、その従業員、代理人もしくは請負業者が以下の行為を行わないようにせしめるものとします。
 - 1.8.1 イベント又は他の当事者の評判を落とすこと。
 - 1.8.2 イベント又は他の当事者を中傷すること。
 - 1.8.3 イベントの信用を毀損すること。
 - 1.8.4 イベント又は他の当事者のイメージもしくは評判を害すること。
 - 1.9 サブスポンサーは、主催者の書面による事前の許可を得ることなく、イベントに関連して第三者との共同プロモーションを行わないものとします。
 - 1.10 サブスポンサーは、情報保護、イベント及びプロモーションに関連するすべての法規を遵守することを保証し、サブスポンサーの当該保証内容の違反により発生する全ての費用、請求、損害又は経費について主催者に対して補償し、（サブスポンサーの負担で）主催者を弁護するものとします。サブスポンサーの従業員又は代理人がサブスポンサー契約及び関連する法規に基づく義務を怠ったことにより主催者が負担する当該費用、請求、損害又は経費についても本文を適用します。
 - 1.11 支払
 - 1.11.1 サブスポンサー料は主催者より発行される請求書の受領後 60 日以内に支払うものとします。いかなる理由があっても、本イベント開催日より後に支払うことは認められません。

- 1.11.2 請求書期限までにその全額が支払われない場合、主催者は事前の通知なしに未払の請求に対して 10,000 円の管理手数料及び未払額に対して 1 か月あたり 1% の利息を課することができます。利息又は管理手数料を徴収するか否かにかかわらず、主催者は、未払金額を回収するための代替手段を取ることができます。利息と管理手数料に関して発生する費用は、サブスポンサーが負担するものとします。

1.12 期間と解除

- 1.12.1 当事者は、他方当事者が次に該当する場合、当該他方当事者に書面で通知することにより、サブスポンサー契約を直ちに解除することができます。
- 1.12.1.1 サブスポンサー契約に基づく義務について重大な違反（サブスポンサー契約に基づく支払義務の不履行を含む）があった場合で、書面による要求から 15 日以内にそのような違反を是正可能な状態にあるにもかかわらず、是正しなかったとき。
- 1.12.1.2 解散した場合、破産手続、再生手続、更生手続、特別清算手続その他これらに類する倒産手続（日本国外における同様の手続を含む）が開始された場合、又は期日が到来した債務の返済ができないことで事業の継続が停止もしくはその虞が生じる場合。
- 1.12.2 サブスポンサー契約の解除は、理由の如何を問わず、既に発生した各当事者の権利又は義務に影響を与えることはなく、当事者の損害賠償請求権の行使を制限するものではありません。
- 1.12.3 第 1.12 条に基づき主催者がサブスポンサー契約を解除した場合、主催者に支払うべきすべての未払金額は、控除又は相殺されることなく支払期限が到来することとなります。サブスポンサーにサブスポンサーシップの権利を付与する前にサブスポンサー契約が解除された場合、主催者は、（誠実に計算された）合理的な割合のサブスポンサー料をサブスポンサーに返還するものとします。
- 1.12.4 サブスポンサー契約が満了した場合又は解除なされた場合の取扱いとして、当事者は以下につき合意します。
- 1.12.4.1 サブスポンサーシップの権利を提供する主催者の義務は消滅します。
- 1.12.4.2 サブスポンサー契約に基づき付与されたライセンス（許諾）は直ちに消滅します。
- 1.12.4.3 サブスポンサーは、サブスポンサーシップに関する素材を破棄し、保有しているその他の素材におけるイベントブランド（商標）を削除するものとします。
- 1.13 責任 - サブスポンサーは、サブスポンサー自身及びその従業員又は下請け業者による過失又はサブスポンサー契約の違反に起因するあらゆる損失及び損害について主催者に対して補償し、主催者に損害を与えないものとします。
- 1.14 不可抗力 - サブスポンサー契約に基づく履行の遅延又は不履行が、地震、台風、火災、洪水、ストライキ、労働争議、戦争、封鎖、暴動、テロ行為又はその脅威、輸送手段の利用不能等、当事者の合理的な制御を超えた原因（「不可抗力」）によるものである場合、いずれの当事者も責任を負わないものとします。ただし、遅延又は不履行が、第三者又は当事者の下請業者もしくは供給業者による場合は、それが不可抗力によって引き起こされたものでない限り、その当事者の遅延又は不履行に対する責任を免除しないものとします。
- 1.15 秘密保持 - サブスポンサーは、本契約の存在及び内容、本契約締結の過程で相手方から開示された情報が秘密情報として指定されたものを秘密情報として取り扱い、サブスポンサーの役員及び従業員、アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士等の外部専門家並びに下請け業者を除く第三者に対して開示しないものとし、下請け業者にも同じ義務を課すものとします。ただし、以下の場合はこの限りではなく、（法律で許容される範囲内で）事前に主催者に通知し、主催者と開示範囲について合意した場合、機密情報を開示することができます。
- 1.15.1 秘密情報を開示した主催者の書面による承諾がある場合。
- 1.15.2 当該秘密情報が開示時に既に公知となっていた場合、又は開示後に秘密情報を受領したサブスポンサーの責めによらず公知となった場合。
- 1.15.3 秘密情報の開示を受けた時に、当該情報を既に保有していた場合。
- 1.15.4 秘密情報を利用することなしに独自に情報を開発した場合。
- 1.15.5 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わず合法的に情報を入手した場合。
- 1.15.6 適用法令又は裁判所、規制当局、税務署その他の行政機関等の要請、又は金融商品取引所の規則に基づいて提出、届出又は報告等をする際に必要な範囲で開示する場合。
- 1.16 知的財産権 (IPR)--両当事者は以下について合意します。
- 1.16.1 サブスポンサーのブランドに関するすべての知的財産権は、のれんとともにサブスポンサーが単独かつ独占的に所有するものとし、主催者は、開発又はバリエーションを含め、サブスポンサーブランドの知的財産権に関しいかなる権利も取得しないものとします。
- 1.16.2 イベントブランドのすべての知的財産権は、のれんとともに主催者が単独かつ独占的に所有するものとし、サブスポンサーは、開発又はバリエーションを含め、イベントブランドの知的財産権に関しいかなる権利も取得しないものとします。
- 1.16.3 イベントに関連する又はイベントに関連して発生するすべての知的財産権（イベントブランドで発生する権利を含むがこれらに限定されない）は、主催者が所有するものとします。
- 1.16.4 当事者は、他方当事者がサブスポンサー契約に基づき自社の保有する知的財産権を利用したことに起因して第三者の知的財産権を侵害した場合に発生する、すべての請求、損害、損失、費用（すべての合理的な弁護士費用を含む）、要求又は責任について他方当事者を補償するものとします。
- 1.16.5 いずれの当事者も、他の当事者のブランドの識別性又は評判を損なう行為、他方当事者のブランド登録に影響を与える行為又はそれらの可能性があるような行為を故意に行い、又はそのような行為が行われることを許可しないものとします。

- 1.16.6 サブスポンサーは、当事者間に提携又は取引協定（本イベントのサブスポンサーシップを除く）が締結されていることを示唆する方法又は主催者が、サブスポンサーの事業、商標もしくは形態を支持していることを示唆する方法で、イベントブランドを使用しないことに同意します。
- 1.16.7 サブスポンサー契約期間中に、いずれかの当事者が、他方当事者の所有する知的財産権について不正使用や無断使用がなされていること又はそのおそれがあることに気付いた場合、速やかに他方当事者に対し書面で通知するものとします。知的財産権の所有者でない当事者は、知的財産を所有している当事者の合理的な要求に基づき当該知的財産を所有している当事者の費用において、知的財産権に関して提起される訴訟、請求もしくは手続又はそのおそれに対し、合理的な範囲のあらゆる協力（文書の提供又は完成を含むがこれらに限定されない）を行います。ただし、それ以上の措置を講じる義務はありません。
- 1.17 **権利譲渡** – サブスポンサーは、主催者の事前の書面による同意なしに、サブスポンサー契約に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡又は譲渡してはなりません。

2. 一般条項

- 2.1 本利用規約と、パンフレット、ウェブサイト、通知その他の関連資料に記載されている規約等が矛盾する場合には、本利用規約が優先するものとします。
- 2.2 サブスポンサー契約及び本利用規約は日本法を準拠法とし、日本法に従い解釈されます。サブスポンサー契約及び本利用規約に関するすべての紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- 2.3 **分離条項** – サブスポンサー契約の一部条項が違法、無効又は執行不能となった場合においても、その他の条項の合法性、有効性及び執行可能性はいかなる意味においても損なわれることはなく、また影響を受けないものとします。
- 2.4 **データ保護** – サブスポンサー契約を完全かつ誠実に履行するため、両当事者は、特定のデータをサブスポンサーの独占的サプライヤーに共有する必要があることを理解しています。このデータは、以下の非網羅的なリストに示されているように、この契約の遂行のためにのみ使用されます。展示会カタログへの掲載、貨物輸送、スタンドの組み立て/解体、物流目的での会場への直接リンク、登録、セキュリティ、安全衛生。個人情報、適用ある関連法令に従ってのみ使用され、サブスポンサーの書面による事前の同意がない限り、第三者に開示されることはありません（サブスポンサー契約の締結に必要なものを除く）。

—以下、余白—